日進市企業版ふるさと納税紹介事業者登録制度実施要綱

令和８年１１月９日
要綱第　４３　号

（目的）

第１条　この要綱は、民間企業が有するネットワークを活用して企業版ふるさと納税による寄附の促進を図るため、寄附見込企業を市に紹介する事業者の登録、紹介業務の実施及び当該業務に係る委託料の支払その他必要な事項を定め、もって本市の地方創生に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）寄附　地域再生法（平成１７年法律第２４号）第１３条の３に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連して、法人が市に対して行う寄附をいう。

（２）寄附見込企業　市に対して寄附を行う可能性がある法人をいう。

（３）紹介業務　寄附見込企業に対し、本市の地方創生事業及び企業版ふるさと納税に関する情報を提供し、当該企業を市に紹介するとともに、当該企業と市との面談が実現するよう調整する業務をいう。

（４）紹介事業者　第５条の規定により登録を受けた法人をいう。

（５）寄附企業　紹介業務を契機として市に寄附を申し込み、かつ、当該寄附を履行した法人をいう。

（６）マッチング支援業務受託事業者　市との契約等に基づき、企業版ふるさと納税に係る寄附見込企業の開拓、事業提案、調整その他のマッチング支援業務を行う者をいう。

（登録対象者）

第３条　紹介事業者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）法令等を遵守し、適正かつ誠実に事業を営んでいること。

（２）市税を滞納していないこと。

（３）日進市暴力団排除条例（平成２４年日進市条例第２２号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（４）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

（５）この要綱に定める誓約事項を遵守することができること。

（６）その他市長が紹介事業者として不適当であると認める者でないこと。

（登録の申請）

第４条　紹介事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

日進市企業版ふるさと納税紹介事業者登録申請書（第１号様式。以下「登録申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）誓約書（第２号様式）

（２）市税の滞納がないことを証する書類。ただし、市長が公簿等によりこれを確認できるときは、この限りでない。

（３）その他市長が必要と認める書類

（登録の決定等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

２　市長は、登録を決定したときは、日進市企業版ふるさと納税紹介事業者登録決定通知書（第３号様式。以下「登録決定通知書」という。）により申請者に通知し、紹介事業者登録台帳に登載するものとする。

３　前項の登録決定通知書が申請者に到達した時点で、市と当該申請者との間に、この要綱に定める紹介業務に係る委託契約が成立するものとする。

４　市長は、登録をしないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

５　登録及び第３項の規定による委託契約の有効期間は、登録の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、次条第２項の規定による辞退又は第１５条の規定により登録を取り消されたときは、その日をもって効力を失う。

６　前項の規定により委託契約が終了した場合であっても、当該終了の日までに第８条第２項の規定により受理された紹介については、この要綱に定める要件を満たすときは、委託料の支払対象とする。

（登録事項の変更及び辞退）

第６条　紹介事業者は、登録事項に変更があったときは、速やかに日進市企業版ふるさと納税紹介事業者登録事項変更届（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　紹介事業者は、登録を辞退しようとするときは、日進市企業版ふるさと納税紹介事業者登録辞退届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（紹介事業者の責務）

第７条　紹介事業者は、企業版ふるさと納税の趣旨を理解し、寄附見込企業の自由な意思を尊重して紹介業務を行わなければならない。

２　紹介事業者は、寄附見込企業に対し、寄附を強制し、又は取引上の利益若しくは不利益を用いて寄附を誘引してはならない。

３　紹介事業者は、寄附見込企業に対して、寄附の代償として経済的利益を供与し、又は供与する旨を約してはならない。

４　紹介事業者は、市から支払を受ける委託料の全部又は一部を、直接又は間接に寄附企業又はその関係者に還流させてはならない。

５　紹介事業者は、市の信用を損なう行為をしてはならない。

（寄附見込企業の紹介）

第８条　紹介事業者は、寄附見込企業を紹介しようとするときは、当該企業に関する情報を市に提供することについて当該企業の同意を得た上で、前条に規定する事項を遵守する旨を誓約し、日進市企業版ふるさと納税寄附見込企業紹介通知書（第６号様式。以下「紹介通知書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の紹介通知書の提出を受けたときは、その内容を審査し、委託料の支払対象となる紹介業務として適当であると認めたときは、第５条第３項の委託契約に基づく個別の紹介業務として当該紹介を受理するものとする。

３　紹介事業者は、前項の規定による受理後、遅滞なく、寄附見込企業と市による最初の面談が実施されるよう調整しなければならない。

４　紹介事業者は、市長が紹介業務の実施状況を確認するため、資料の提出又は説明を求めたときは、これに応じなければならない。

（支払対象外となる紹介）

第９条　次の各号のいずれかに該当する紹介は、委託料の支払対象としない。

（１）紹介事業者が、紹介通知書を提出した時点で、当該寄附見込企業が既に市に寄附の申出若しくは相談を行っていた場合、又は市が当該企業について具体的な寄附の調整を行っていた場合

（２）寄附見込企業が、企業版ふるさと納税の適用対象とならない法人である場合

（３）寄附見込企業による寄附の申込み後に、紹介事業者が紹介通知書を提出した場合

（４）当該紹介に係る委託料の支払が、寄附企業に対する寄附の代償としての経済的利益の供与に該当すると認められる場合

（５）虚偽その他不正な手段による紹介である場合

（６）同一の紹介事業者について、同一年度内に既に２件の紹介を受理している場合における、当該年度の３件目以降の紹介

（７）その他市長が委託料を支払うことが適当でないと認める場合

（寄附申込時の確認）

第１０条　市長は、紹介事業者による紹介を受けた寄附見込企業から寄附の申込み（寄附金額、寄附活用事業その他必要な事項を記載した寄附申込書の提出をいう。）があったときは、当該寄附見込企業に対し、寄附が自らの意思に基づくものであることその他必要な事項を確認するため、日進市企業版ふるさと納税紹介制度確認書（第７号様式。以下「確認書」という。）の提出を求めるものとする。

２　市長は、前項の確認書の内容に疑義があるときは、寄附見込企業に対して、追加資料の提出、説明その他必要な確認を求めることができる。

３　市長は、寄附の任意性又は委託料の還流不存在を確認できないときは、当該紹介を委託料の支払対象外とすることができる。

（紹介業務の履行確認）

第１１条　紹介業務は、次の各号の全てを満たしたときに履行されたものとする。

（１）紹介通知書が、寄附の申込み前に受理されていること。
（２）寄附が、紹介事業者からの紹介を主たる要因として行われたものであることが、確認書その他市長が認める書面により確認されていること。
（３）寄附の全部が履行されていること。
（４）前条までに定める支払対象外事由がないこと。

（委託料の支払及び額）

第１２条　市長は、前条の規定により紹介業務の履行を確認したときは、当該紹介業務の対価として、紹介事業者に委託料を支払うものとする。

２　委託料の額は、寄附企業が行った寄附の額に１００分の１０を乗じて得た額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、１件の寄附につき１０万円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。

３　前項の規定により算出した額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（委託料の請求）

第１３条　市長は、第１１条の規定により紹介業務の履行を確認したときは、紹介事業者にその旨及び請求可能額を通知するものとする。

２　紹介事業者は、前項の通知を受けたときは、市長が指定する日までに請求書を提出しなければならない。

（委託料の不払及び返還）

第１４条　市長は、委託料の支払前に次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、委託料を支払わない。
（１）紹介事業者が、この要綱に違反したとき。
（２）紹介事業者が、登録申請書、誓約書、紹介通知書又は請求書の記載内容に虚偽の記載をしたとき。
（３）寄附企業が確認書の記載内容に虚偽の記載をしたとき。
（４）その他市長が支払うことが適当でないと認めるとき。

２　市長は、委託料の支払後に前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、期限を定めて、紹介事業者に委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

３　紹介事業者は、前項の請求を受けたときは、市長が指定する期限までに請求された委託料を返還しなければならない。

（登録の取消し）

第１５条　市長は、紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
（１）第３条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
（２）第７条に規定する責務又は誓約事項に違反したとき。
（３）虚偽その他不正な手段により登録し、又は委託料の支払を受けたとき。
（４）市長の求める報告、資料の提出又は確認を正当な理由なく拒んだとき。
（５）紹介事業者としての信用を著しく損なう行為があったとき。

（６）その他市長が登録を継続することが適当でないと認めるとき。

２　市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、日進市企業版ふるさと納税紹介事業者登録取消通知書（第８号様式）により当該紹介事業者に通知するものとする。

３　市長は、第１項第２号から第５号までのいずれかに該当することにより登録を取り消した者について、その違反行為の内容及び程度を勘案し、当該取消しの日から３年以内の期間を定めて、登録を認めないことができる。

（反復継続的な紹介の取扱い）

第１６条　同一の紹介事業者による紹介が同一年度に３件以上となる場合その他紹介が反復継続的であると市長が認める場合は、市長は、当該紹介事業者に対し、別途マッチング支援業務に係る契約の手続その他必要な対応を求めることができる。

（秘密保持及び個人情報等の取扱い）

第１７条　紹介事業者は、紹介業務を通じて知り得た市及び寄附見込企業に関する秘密を第三者に漏らし、又は紹介業務以外の目的に使用してはならない。登録を辞退し、又は取り消された後も、同様とする。

２　紹介事業者は、個人情報及び法人情報を関係法令に従い適正に取り扱うとともに、必要な安全管理措置を講じなければならない。

（損害等の責任）

第１８条　紹介業務に関して紹介事業者と寄附見込企業その他第三者との間に紛争又は損害が生じた場合は、紹介事業者の責任及び負担において解決するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月９日から施行する。